

介護老人保健施設 愛 高齢者虐待防止に関する指針

1.総則

介護老人保健施設 愛（以下「当施設」という）は、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、入所者・利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する

2.虐待の定義

虐待とは、職員等から入所者・利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。（殴る・蹴る・たばこを押付ける・熱湯を飲ませる・食べられないものを食べさせる・食事を与えない・戸外に閉め出す・部屋に閉じ込める・縄などで縛る等）

(2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または入所者・利用者にわいせつな行為をさせること。（性交・性的暴力・性的行為の強要・性的雑誌やDVDを見るように強いる・裸の写真や映像を撮る等）

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（「そんなことすると○○させない」など言葉による脅迫・「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す・成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける・馬鹿にする・無視する・他者と差別的な対応をする等）

(4) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に揚げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。（自己決定といって放置する・失禁をしていても衣類を取り替えない・栄養不足のまま放置・病気の看護を怠る・話しかけられても無視する・拒否的態度を示す等）

(5) 経済的虐待

利用者の同意なしに金銭を使用する、または本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3.虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

(1) 目的

当施設内の高齢者虐待の早期発見、発生又はその再発を防止するために、当施設に「虐待防止委員会」を設置する。

(2) 虐待防止委員会の構成

虐待防止委員会は、次に掲げる者で構成する。

- ア 施設長（医師）
- イ 虐待防止対策担当者（委員長を務めるものとする）
- ウ 看護職員
- エ 介護職員
- オ 管理栄養士（栄養部門責任者）
- カ リハビリ職員
- キ 介護支援専門員

(3) 虐待防止委員会の開催

虐待防止チームは、委員長の召集による虐待防止委員会を定例開催（1回/3ヵ月）し、次に掲げる事項について審議する。なお、当委員会は身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の委員会と一体的に行う場合がある。

- ア 施設内における虐待の発生および再発予防体制の確立に関すること
- イ 虐待に関する情報の収集や職員の意識を高める掲示物等に関すること
- ウ 職員が介護等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関すること
- エ 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること
- オ 虐待発見時の対応に関すること
- カ 虐待防止のためのマニュアル類の整備に関すること
- キ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること
- ク その他、虐待防止のために必要な事項に関すること

(4) 虐待防止に関する責務等

- ① 虐待防止に関する統括は施設長が行い、責任者は虐待防止対策担当者（委員長）とする。
- ② 虐待防止に関する責任者は、本指針及び虐待防止委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取組を推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる入所者・利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

4.虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告し、虐待者が担当者本人であった場合は、他の上長等に相談する。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上長が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理すること。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

5.成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

6.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上長に相談すること。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払うこと。
- (3) 対応の流れは、上述の「4.虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとする。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告すること。

7.入所者等に対する当該指針の閲覧

本指針は、各階ナースステーションに常備し、入所者等から閲覧の求めがあった場合は、8：45～17：15までの範囲内で、閲覧させるものとする。

8.虐待防止に関する研修

施設長および虐待防止対策担当者は、あらかじめ虐待防止委員会において作成された研修計画にしたがい、施設全職員を対象とした虐待防止に関する施設内職員研修会を、定期的かつ継続的に実施する。(年2回以上および新規採用時)

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存すること。

9.外部専門家の活用

施設長および虐待防止対策担当者は、施設外の専門家に依頼し、職員が、虐待防止についての相談、指導等を積極的に受けることが出来る体制を整備するように努める。

10.その他

(1)記録の保管

虐待防止委員会の審議内容等、施設内における虐待防止に関する諸記録は2年間保管する。

(2)指針等の見直し

本指針及び虐待防止に関するマニュアル類等は虐待防止委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

この指針は、2022年4月1日より施行する。